

周陽環境整備組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、周陽環境整備組合同規約（昭和48年指令地方第1017号）の一部を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年6月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周陽環境整備組合同規約の一部を改正する規約

周陽環境整備組合同規約（昭和48年指令地方第1017号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（事務の承継）

第15条 組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町の議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行する。

(参 考)

周陽環境整備組合同規約新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(組合の財産の処理)</u> 第15条 組合が解散した場合の財産は、関係市町が負担した施設設置の負担割合により処理する。</p>	<p><u>(事務の承継)</u> 第15条 組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町の議会の議決を経て行う協議をもって定める。</p>